平成２２年（フ）第８６号
茨城県ひたちなか市大字田彦1484番地　ロイヤルタビコ202号、旧住所茨城県ひたちなか市大字勝倉2938番地14
債務者　磯部　健一
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１１６号
茨城県ひたちなか市大字田彦748番地の１
債務者　小室　陽子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１１８号
茨城県常陸大宮市小田野200番地の１
債務者　大森　直樹
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１２８号
茨城県東茨城郡茨城町大字下石崎1256番地３
債務者　大津恵理香
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１３２号
茨城県鉾田市汲上2788―３、住民票上の住所茨城県鉾田市大蔵1423番地
債務者　本戸　孝幸
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１５８号
茨城県小美玉市羽鳥2431番地４
債務者　那良　　一
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１６３号
茨城県那珂市菅谷4317番地２　中菅谷住宅８号棟
債務者　今井　浩代
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１６５号
水戸市内原町1641番地
債務者　三村利恵子（旧姓笠間）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１６８号
茨城県那珂市鴻巣1300番地　那珂市営鴻巣住宅26号
債務者　岡田亜紀子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１７０号
茨城県ひたちなか市湊中央２丁目７番２号
債務者　菊池冨士江
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１７６号
茨城県那珂市菅谷4317番地２　中菅谷住宅８号棟
債務者　今井　英樹
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１７７号
茨城県ひたちなか市大字武田891番地１
債務者　大河原めぐみ
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３８号
山梨県甲府市国母４丁目９番２号　タウンハウス秋山Ｄ―２
債務者　伊藤　　実
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７７号
長野県安曇野市豊科高家3760番地53
債務者　坂本　邦広
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２１９号
愛知県岡崎市筒針町字池田57番地１　アビタシオン筒針101
債務者　早川　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
三重県名張市百合が丘東１番町59番地
債務者　福田　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第３８号
三重県名張市滝之原397番地
債務者　松下里栄子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第５７３号
滋賀県守山市川田町514番地
債務者　園田　貞夫
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
大津地方裁判所民事部